

平成 29 年 6 月 盛岡市議会定例会

提 出 発 議 案

平成 29 年 6 月 27 日 提出

発議案第 3 号 いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の強行採決に抗議し、再検討を求める意見書について

(内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第3号

いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の強行採決に抗議し、再検討を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年6月27日

提出者 盛岡市議会議員 高橋 重幸
賛成者 盛岡市議会議員 鈴木 礼子
" " 守谷 祐志

盛岡市議会議長 菊田 隆様

いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の強行採決に 抗議し、再検討を求める意見書

去る6月15日、参議院本会議においていわゆる「共謀罪」（テロ等準備罪）を新設する組織犯罪処罰法改正案が、十分な国会審議を経ることなく可決され、成立しました。

安倍政権は世界で頻発するテロ事件を引き合いに出し、2020年に開催される東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を進めること、及び組織犯罪防止条約締結のための国内法整備をすることを名目として、衆議院においては委員会審議を打ち切り、参議院においては委員会採決を経ることなく、本会議での強行採決に踏み切りました。

そもそも提出された法律案は、過去3度国民の強い反対によって廃案となつた「共謀罪」法案と何ら変わるものではないことが国会審議を通じて明らかとなっていました。その上、審議をするたびに政府による説明が二転三転したために、政府が主張するような適用対象や構成要件などが厳格になつたという認識が広がらないばかりか、むしろ審議時間に比例して国民の間にも法律案に対する不安感・不信感が増していく、とどまる兆しがないために国民への説明責任を放棄して採決を行いました。

さらに、国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者から、同法律案が成立した場合、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとの懸念が表明され、法律案の説明を求められていたにもかかわらず、政府は特別報告者に抗議のみを行い、求められていた説明を行っていません。今後、国連人権理事会の場で組織犯罪処罰法に対する懸念が報告されることは明らかであり、国際社会から批判を受ける可能性が高まることは否定できません。

加えて、地方自治体議会から、組織犯罪処罰法改正案に対し慎重審議を求める意見や反対・撤回・廃案を求める意見書が相次いで提出されていたにもかかわらず、採決を強行したことは極めて問題です。

よって、さきの国会におけるいわゆる「共謀罪」（テロ等準備罪）を新設する組織犯罪処罰法改正案を審議が不十分なままに採決したことに抗議するとともに、国においては、早期に国会を召集され、さきの国会で成立した組織犯罪処罰法を再検討されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年6月27日

盛岡市議会

平成 29 年 6 月 盛岡市議会定例会
提出 発議案

平成 29 年 6 月 27 日提出

発議案第 4 号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について

(内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、岩手県知事)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第4号

安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める
意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年6月27日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	竹花せい子
"	"	田山 俊悦
"	"	神部 伸也
"	"	遠藤 政幸
"	"	伊勢 志穂
"	"	佐藤 栄一
"	"	中村 一
"	"	守谷 祐志

盛岡市議会議長 菊田 隆様

安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める 意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、今まで医師・看護師を初めとする多くの医療従事者の懸命な努力で支えられてきました。しかし、現在の医療・介護現場では、長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり、介護を必要とする高齢者の増加などで、医療・介護従事者の労働環境は悪化し、離職者も後を絶たず、深刻な人手不足になっています。

東日本大震災では、「医療崩壊」、「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

よって、国（県）においては、安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤交替制労働の改善を図るため、次の事項について対策を講じられるよう求めます。

記

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働者の労働環境を改善すること。
 - ① 1日8時間を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の自己負担を減らすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年6月27日

盛岡市議会